

山形県後期高齢者医療広域連合の契約及び財産の  
取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例

平成19年2月1日  
条例第11号

山形県後期高齢者医療広域連合の契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する事項については、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例（昭和39年山形市条例第29号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「広域連合」と、「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。